

公告

事前審査型制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第3条の規定に基づき公告します。

令和7年7月15日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品名称及び数量

資機材搬送車 1台

(2) 納入期限

令和9年3月31日（水）

(3) 納入場所

和歌山市八番丁12番地

和歌山市消防局

2 競争入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山市に対し納付すべき市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がない者であること。

(3) 本件契約に係る競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から本件契約に係る入札（開札）の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、和歌山市の競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、和歌山市の競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 本公告の日現在、和歌山市契約規則及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

(7) 日本国内において、和歌山市消防機械器具管理規程（平成8年消防局訓令第6号）別表第1に掲げる資機材搬送車の納入実績があること。

(8) 本件契約に係る購入物品納入後、メンテナンス等を和歌山市の求めに応じ迅速に対応できる体制が整備されていること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

和歌山市七番丁23番地

和歌山市財政局財政部調達課 電話番号 073-435-1033

(2) 契約条項を示す期間及び場所

期間 本公告の日から本件契約に係る入札（開札）の日までの午前9時から午後5時まで

ただし、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）を除く。

場所 上記3の（1）に同じ

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

期間 本公告の日から令和7年7月31日（木）までの午前9時から午後5時まで

ただし、休日等を除く。

場所 上記3の（1）に同じ

方法 持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 入札説明書、仕様書等の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

(5) 入札（現場）説明会

開催しない。

(6) 入札（開札）の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時 令和7年8月20日（水） 午前11時00分

場所 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 本庁舎5階 入札室

方法 郵便による入札とする。

(7) 入札書の到着期限 令和7年8月19日（火） 日本郵便株式会社 和歌山中央郵便局必着

4 その他

(1) 前金払の有無

無し

(2) 部分払の有無

無し

(3) 議会の議決の要否

必要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

不要である。

(6) 最低制限価格の設定

無し

(7) 契約書作成の要否

必要である。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は無効とする。

(9) その他

ア 入札説明書に示すとおり

イ 落札決定後、本契約までの間に和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止措置若しくは和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けたとき又は和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準により資格を取り消されたときは仮契約を締結せず、仮契約を締結している場合にあつては、仮契約を解除する。なお、この場合において和歌山市は落札者に対して何ら責任を負わないものとする。